

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第939号

2018年（平成30年）9月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関すること
に係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2018年（平成30年）8月24日付けで諮問（第939号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

日本年金機構世田谷年金事務所長から、国民年金法第108条第2項の規定に基づき、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。国民年金法第108条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、日本年金機構世田谷年金事務所に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名、生年月日、住所、保護開始日、保護廃止日

イ 目的外に提供する相手方

日本年金機構 世田谷年金事務所長

ウ 目的外提供の根拠規定

国民年金法第108条第2項

国民年金法第109条の4第1項第30号

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、国民年金法第108条第2項の規定に基づくものである。

国民年金法第108条第2項は「厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、（中略）第89条第1項第1号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第2号に規定する厚生労働省令で定める援助(厚生労働省令で定める援助を除く。)を受けている者若しくは受けていた者（中略）の氏名及び住所、個人番号その他の事項につき、官公署（中略）に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め（中略）ることができる。」と規定されている。

また、国民年金法第109条の4本文は「次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第3条第2項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第3項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。」と、さらに、国民年金法第109条の4同項第30号は「第108条第1項及び第2項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め（後略）」と規定されており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した日本年金機構世田谷年金事務所長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、国民年金保険料事務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について日本年金機構世田谷年金事務所にお問い合わせしたところ、「本照会は「国民年金保険料免除理由消滅届」の処理に必要な情報として、生活保護受給期間を確認するものであり、適正かつ円滑な業務遂行に必要である。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しており、本人通知を行うものとする。

(3) 添付書類

- ア 生活保護受給状況照会
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した日本年金機構世田谷年金事務所長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については「本照会は「国民年金保険料免除理由消滅届」の処理に必要な情報として、生活保護受給期間を確認するものであり、適正かつ円滑な業務遂行に必要である。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上